

「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領」に係る細部取扱いについて

平成 29 年 2 月 27 日付け 30 北治第 639 号
北海道森林管理局長から各森林管理（支）署長あて
[最終改正] 令和 8 年 1 月 16 日付け 7 北治第 344 号

「調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領」に係る細部取扱いについて別紙のとおり制定したので、これにより実施されたい。

「調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領」に係る細部取扱いについて

旅費交通費の積算

旅費交通費は、原則として当初設計には計上しないこととし、最終の設計変更において計上する。ただし、測量作業における連絡車（ライトバン）運転経費は、測量標準歩掛の機械経費等により、当初設計から計上する。

現地作業・調査、打合せ等に要する旅費交通費の積算は、最も経済的な経路によるものとする。

交通手段はライトバンを利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。

1. 積算上の基地

旅費交通費の積算上の基地は、原則として受注者の所在地とし、受注者の所在地より現地に近い

支店や営業所等がある場合は、主として外業作業を実施する支店等に設定することができる。

なお、再委託先の所在地は基地としない。

2. 通勤及び宿泊の区分

(1) 通勤・宿泊の区分

積算上の基地から現地までの片道距離が 30 km以上（高速道路等を利用する場合は片道距離が 60 km以上）若しくは片道通勤所要時間 1 時間以上で、かつ積算上の基地から現地までの行程を鑑み適当であれば宿泊を伴う業務とし、それ以外は通勤による業務とする。

(2) 宿泊地の追加

複数の現場があり、宿泊地から一部現地までの片道距離が 30 km以上（高速道路等を利用する場合は片道距離が 60 km以上）若しくは片道通勤所要時間が 1 時間以上で、かつ宿泊地から一部現地までの行程を鑑み適当であれば、宿泊地を追加する。

3. 交通費の積算

交通費の算定は、現地作業・調査、打合せ等に係る技術者の所要人員に運賃等を乗じて求めるものとする。

なお、フェリー運賃については、自動車航送運賃を別途計上する。ただし、実情を考慮して計上するものとする。

また、航空費のみ実費となり、それ以外の公共交通機関に係る交通費は変更官積算により計上する。

4. 変更官積算に用いる資材単価損料等

ライトバンの燃料については、契約締結後に積算上の基地を設定（協議）した時点の月における刊行物単価を採用すること。

ライトバンの損料については、発注年度の建設機械損料算定表（豪雪地域補正：北海道地域）を採用すること。

5. 技術者の基準日額の取扱いについて

現地作業・調査の移動日に係る技術者の基準日額は、地質調査業務、測量業務、設計業務及び計画作成等業務ごとに1往復分計上できることとし官積算で算出した技術者の職種区分ごとに技術者単価を乗じた費用を計上する。ただし、業務区分に応じて1回を限度とする。

打合せに係る移動日については、数量内訳書等に明示した打合せ回数分に官積算で算出した技術者の職種区分ごとに技術者単価を乗じた費用を計上する。